

都道府県・政令指定都市名	32 島根県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	政策企画局女性活躍推進課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	島根県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	2003年6月3日 根拠: 島根県男女共同参画推進会議設置要領
長 の 役 職	政策企画局次長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	島根県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年6月1日
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月
名 称	第4次島根県男女共同参画計画
改定・見直しの予定時期	2027年4月1日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	島根県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2002年3月26日
	施 行 日 (西 暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	50 %			
根 拠	第4次島根県男女共同参画計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲	・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等に基づく審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(101)うち女性委員を含む審議会等数(101)		
			延総委員等数(1,479)延女性委員等数(696)	女性比率(47.1)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(63)うち女性委員を含む審議会等数(63)		
			延総委員等数(1,071)延女性委員等数(487)	女性比率(45.5)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(37)		
			延総委員等数(739)延女性委員等数(320)	女性比率(43.3)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)		
			延総委員等数(76)延女性委員等数(18)	女性比率(23.7)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	350 人	(2023 年 7 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他)		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女性管理職の内訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	387	63	16.3	21	2	9.5	46	3	6.5	320	58	18.1
	うち一般行政職	334	61	18.3	20	2	10.0	34	3	8.8	280	56	20.0
支庁・地方事務所等	計	369	57	15.4	12	0	0.0	31	3	9.7	326	54	16.6
	うち一般行政職	255	28	11.0	6	0	0.0	24	2	8.3	225	26	11.6
全体	計	756	120	15.9	33	2	6.1	77	6	7.8	646	112	17.3
	うち一般行政職	589	89	15.1	26	2	7.7	58	5	8.6	505	82	16.2
再掲	警察関係	87	8	9.2	0	0		13	0	0.0	74	8	10.8
	教育委員会	81	21	25.9	3	0	0.0	4	2	50.0	74	19	25.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	470	108	23.0	516
	うち一般行政職	366	97	26.5	340	146	42.9
支庁・地方事務所等	計	693	224	32.3	824	213	25.8
	うち一般行政職	359	70	19.5	415	135	32.5
全体	計	1,163	332	28.5	1,340	390	29.1
	うち一般行政職	725	167	23.0	755	281	37.2
再掲	警察関係	185	20	10.8	521	94	18.0
	教育委員会	97	54	55.7	110	62	56.4

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	65	12	18.5	64	26	40.6	55
	うち一般行政職	61	12	19.7	59	23	39.0	45	16	35.6
支庁・地方事務所等	計	54	12	22.2	74	27	36.5	60	14	23.3
	うち一般行政職	38	5	13.2	44	13	29.5	20	6	30.0
全体	計	119	24	20.2	138	53	38.4	115	32	27.8
	うち一般行政職	99	17	17.2	103	36	35.0	65	22	33.8
再掲	警察関係	10	0	0.0	15	2	13.3	31	5	16.1
	教育委員会	16	6	37.5	8	5	62.5	7	4	57.1

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎				
課長補佐相当職	○		○			○	◎				
係長相当職	○		○			○	◎	○			

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	925	112	12.1
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)※2024年4月 日訂正(島根県の数値等に誤りがあったため)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	394	203	51.5
うち上級	212	88	41.5
うち一般行政職	221	105	47.5
うち上級	143	62	43.4
うち警察関係	50	14	28.0
うち上級	27	7	25.9

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	①島根県職員旧姓使用取扱要綱②島根県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱③島根県警察職員の旧姓使用取扱要領
該当部分の条文(本文)	<p>【①島根県旧姓使用取扱要綱】 (旧姓の使用) 第2条職員は、知事に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>【②島根県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱】 (趣旨) 第1条 この要綱は、島根県教育庁等組織規則(昭和43年島根県教育委員会規則第8号)第5条第1項から第4項までの機関に勤務する職員(非常勤の職員及び臨時的に任用された職員を含む。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【③島根県警察職員の旧姓使用取扱要領】 第1 趣旨 この要領は、島根県警察職員(嘱託職員及び臨時職員を含む。以下同じ)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を業務上の呼称、文書への表記等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2023年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)		女性比率(%)
	うち女性数(人)	女性比率(%)			うち女性数(人)	女性比率(%)	
52	4	7.7	11	0	0.0		

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	島根県立男女共同参画センター		愛称・通称	あすてらす		
設置年月日(西暦)	1999年4月1日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設		
所在地等	郵便番号：694-0064 住 所： 島根県大田市大田町大田イ236番地4 電話番号：0854-84-5500 FAX番号： 0854-84-5589 ホームページ: https://www.asuterasu-shimane.or.jp/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人しまね女性センター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) ○ その他(島根県が公益財団法人しまね女性センターに委託)					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	9 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	2 人	予算額	2023年度 51,854 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 ホームページ、SNS(フェイスブック)、広報等を利用した情報発信、広報啓発) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項: 若者向け講座、地域向け講座、政治分野における講座、男女共同参画サポーター向け研修、スキルアップセミナー(導入編・スキルアップ編・レベルアップ編・交流会)、育休復職等に関するセミナー、女性リーダー育成事業) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項 県民、市町村等からの男女共同参画に関する相談対応、男女共同参画視点での防災に関する研修対応) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項: 情報ライブラリー、ホームページやSNS(フェイスブック)を活用した情報提供) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項 島根県男女共同参画推進に係るフェスティバルの開催) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項: 研修講師派遣、女性ファンド事務受託)					
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの:○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益信託しまね女性ファンド		基金・基本財産額	232,827	千円
設置年月日(西暦)	1992年6月24日		出資者	島根県ほか	

2つある場合

名 称	公益財団法人しまね女性センター		基金・基本財産額	112,050	千円
設置年月日(西暦)	1998年10月12日		出資者	島根県ほか	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 しまね女性会議 名称等: 2. 無	加盟団体数	13	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	団体	
問10-4 活 動 内 容	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)				
※ 実施しているもの:○					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市区町村職員研修会の開催	
○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
○ 6. 補助金等の交付	名称 : 概要 :
○ 7. その他	内容 : 市町村条例、計画策定(改定)支援、相談窓口

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	421,480	437,088	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.09 %	0.09 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	1,379	6,319	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○		
	⑬ その他	○		

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	しまね子育て応援企業認定制度(7・8・10・12)、「しまね女性の活躍応援企業」登録制度(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	プレミアムこころカンパニー表彰(12)、「しまね女性の活躍応援企業」知事表彰(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	しまね働く女性きらめき応援会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	しまねの男女共同参画年次報告
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画推進月間 ・ 男性の家事・育児参加促進事業 ・ 活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業 (社会全体の機運・企業風土醸成) ・ 政治分野における男女共同参画啓発事業	県の男女共同参画推進月間に合わせた広報、関連イベント(あすてらすフェスティバル)等を6月に実施。 男性の家事・育児への参加促進のために「家事手帳」、「パパの育児手帳」の配布やセミナーの開催などによる啓発 鳥取県と連携してワーク・ライフ・バランスの実践につながる「家事シェア」や「男性の家事・育児・介護参画」「多様で柔軟な働き方」を当たり前のこととして捉え、応援する機運を醸成することを目的にテレビ局と連携した情報発信などを行う 政治分野における男女共同参画の推進を図ることを目的としたパネルを作成	500人	令和5年 6月中 通年 11月 通年
2. 表彰 ・ 「しまね女性の活躍応援企業」知事表彰 ・ しまね働く女性きらめき大賞 ・ プレミアムこころカンパニー知事表彰	「しまね女性の活躍応援企業」の登録企業の中から、特に他の企業の模範となるような優れた取組を行っている企業を表彰 企業でいきいきと活躍し、働く女性のロールモデルとなる女性を表彰 こころカンパニー認定企業のうち、育休取得率や時間外勤務の削減等の実績に優れた企業を表彰	5社程度 5名程度 10社程度	年1回 (冬頃) 年1回 (冬頃) 年1回 (冬頃)
3. 講座 ・ 地域に向けた男女共同参画推進事業 ・ 若者に向けた男女共同参画推進啓発事業	男女共同参画への理解を地域へ広げるため、市町村及び男女共同参画サポーターと協働で企画・運営する講座を開催(大田市、江津市) 男女共同参画の視点を持って将来設計、就職活動、社会参画等をしていくための、学生を対象とした講座を開催(県立大学出雲キャンパス・松江キャンパス、松江工業高等専門学校、県立農林大学校)	10~30人/回 100人/回	通年(県内2カ所 で各1回) 通年(県内4カ所 で各1回 の計4回)
4. 相談事業 ・ 男女共同参画に関する相談	男女共同参画センター職員による一般相談、市町村からの計画策定等に関する相談		常設
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画年次報告	島根県男女共同参画計画に係る施策の進捗状況等をまとめて公表		秋冬頃
6. 苦情処理 ・ 島根県男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度	県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情への対応		随時
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ スキルアップセミナー ・ イクボスセミナー(意識編) ・ イクボスセミナー(行動編) ・ 先進企業視察付きセミナー ・ 女性の起業支援事業	様々な分野で働く女性を対象とした、女性のスキルアップを推進するための参加型セミナー(導入編、スキルアップ編、レベルアップ編、交流会) 企業の経営者、管理職等を対象とした「イクボス」推進に係るセミナー 企業の経営者、管理職等を対象とした「イクボス」推進のための部下のマネジメント等に関わるセミナー 「イクボス」や女性活躍に取り組む企業の視察付きセミナーの開催 働く意欲はあるが、育児・介護などの理由で自らの希望に添った働き方ができていない女性を対象に、多様な働き方の情報を提供するとともに、資格や経験を活かした起業をテーマとしたセミナー等を開催	20人/カ所 100人程度 50人程度 30人程度 60人程度(6回合計)	6~2月頃 7月 10月 年2回 年6回
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 男女共同参画サポーター養成支援事業 ・ 公益信託しまね女性ファンド ・ 一般事業主行動計画策定支援 ・ しまね女性の活躍応援企業登録制度 ・ こころカンパニー認定制度 ・ 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 ・ 女性就労ワンストップ支援体制整備事業 ・ 中小・小規模事業者奨励金事業 ・ 働きながら学ぶ女性応援事業	地域で男女共同参画を推進する男女共同参画サポーター(県委嘱)に対する研修実施によるサポーターの養成、市町村との連携支援や情報提供、活動PR等を行う 女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援 労働者100人以下の企業等を対象に、計画策定を支援するアドバイザーを派遣 一般事業主行動計画を作成し、女性活躍推進に取り組む企業を登録して魅力アップを支援 一般事業主行動計画を策定し、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を認定して魅力アップを支援 「しまね女性の活躍応援企業」「こころカンパニー」の登録認定企業を対象に、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる取組等に対して経費の一部を助成 県内での就労を希望する女性を対象とした相談窓口の設置(県内2カ所に設置) 出産後の復職支援や子育てしやすい職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給 正規雇用を希望する女性のための就労体験付き講習会を開催(県内2カ所)	120人程度	通年(研修3回、 交流会1回) 通年(年2回募集) 通年 通年 通年 通年(年2回程度募集) 通年 通年 通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	島根県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	島根県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	4		
育児	1		
家族の看護	4		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	4		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	2	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	4	
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
ポスター掲示			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) {
計画、指針名	地域防災計画
該当部分の規定	県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年4月30日	~	2027年4月29日
副知事	1	人	(女性 0人、	男性	1	人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	72	30	41.7	
	都道府県防災会議(委員のみ)	71	30	42.3	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	18	2	11.1	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	11	10	90.9	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	24	10	41.7	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	10	8	80.0	
2	国土利用計画地方審議会	15	8	53.3	
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	27	11	40.7	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	32	18	56.3	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	18	8	44.4	
7	精神医療審査会	37	15	40.5	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	6	3	50.0	
9	都道府県医療審議会	30	12	40.0	
10	准看護師試験委員会	8	4	50.0	
11	麻薬中毒審査会				委員不在
12	地方社会福祉審議会	23	10	43.5	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	7	50.0	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	4	36.4	
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
16	都道府県農業共済保険審査会				
17	都道府県森林審議会	12	6	50.0	
18	都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
19	建築審査会	5	2	40.0	
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
21	都道府県都市計画審議会	20	9	45.0	
22	開発審査会	7	4	57.1	
23	私立学校審議会	10	5	50.0	
24	石油コンビナート等防災本部				
25	公害健康被害認定審査会				委員不在
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
27	都道府県児童福祉審議会				
28	地方港湾審議会	23	10	43.5	
29	土地区画整理審議会				
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
31	介護保険審査会	21	10	47.6	
32	都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
33	感染症の診査に関する協議会	40	11	27.5	
34	警察署協議会	91	46	50.5	
35	土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	4	66.7	
37	都道府県国民保護協議会	75	31	41.3	
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
39	市街地再開発審査会				
40	都道府県職員委員会				
41	自然再生協議会				
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	6	3	50.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				委員不在
46	指定難病審査会	9	4	44.4	47を兼ねる
47	小児慢性特定疾病審査会				46を兼ねる
48	行政不服審査会	4	2	50.0	
49	地域医療対策協議会	31	2	6.5	
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
51					
52					
53					
54					
	合 計	739	320	43.3	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	4	80.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	25	1	4.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	76	18	23.7	
	女性委員0の委員会数	0			